

平成 31 年 4 月 9 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井上 俊夫
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省医政局地域医療計画課等から日本医師会
あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通
知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関
係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲
覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ（介護保険関係） 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

(地 385) (介 199) (法安 154)

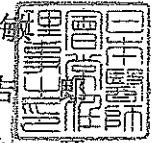
平成 31 年 3 月 13 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菴
松 本 吉
江 澤 和 彦



訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、警察庁交通局交通規制課長より厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局振興課長・老人保健課長宛に標記の通知が発出され、同三課連名により各都道府県衛生主管部（局）・介護保険主幹部（局）に事務連絡が発出されると共に、本会に対しても周知方依頼がありました。

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問介護等（以下「訪問診療等」と呼称）に関する駐車については、平成 26 年 2 月 18 日付で警察庁交通局交通規制課長より警視庁交通部長、各都道府県警察（方面）本部長等宛に発出された「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」により、「訪問診療等」において訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能とされております。

本件は、この取組が未だ国民や訪問診療等に従事する医療・介護関係者に十分周知されていないとの意見・要望を踏まえ、更なる周知を図るものであります。

具体的な駐車許可については、管轄する都道府県警察本部又は警察署まで照会することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

